

追加 6-9

財産評価（不動産）

2 路線価

▼二方路のケースと準角地のケース

▼私道の評価

私道は、その利用の実態に応じて、次の表の通り評価します。

私道の評価

不特定多数が通行	評価しない。ゼロ評価
専ら特定の者が通行	自用地評価額×30%

5 建物の評価

家屋などの建物の評価は、その種類に応じて次の通り算出します。

▼建物等の評価方法

建物等の種類	評価方法
自用建物	固定資産税評価額×1.0
貸家（アパートなど）	自用建物評価額×（1-借家権割合×賃貸割合）
建築中の建物	その建物の費用現価×70%
構築物（橋やトンネルなど）	（再建築価額-建築の時から課税時期までの期間に応ずる償却費の額の合計額または減価の額）×70%
家屋と構造上一体となっている設備	家屋の価額に含めて評価

※赤字および「5 建物の評価」を追加しました